

庄原市立学校のあり方を考える会設置要綱

(設置)

第1条 第3期庄原市教育振興基本計画に基づき、児童生徒にこれから求められる資質及び能力を育成するために望ましい学校教育環境の実現を図るため、今後の庄原市立学校のあり方について広く関係者から意見を聴取し、その検討に資することを目的として、庄原市立学校のあり方を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 考える会は、庄原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 庄原市立小学校及び中学校のあり方に関する基本的な考え方
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 考える会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 保護者代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(会長)

第5条 考える会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 考える会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 6 月 17 日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。